

ドーハ・ラウンドの我が国主要論点の状況

		H20年7月10日発出の ファルコナー議長テキスト	H20年7月下旬の ラミー調停案	H20年12月6日発出の ファルコナー議長テキスト・作業文書
重要品目	基本の数	[4~6]+2 %	4+2 %	<p style="text-align: center;">ラミー調停案と同じ</p> <p>※日本とカナダについてはテキストの他の要素に与える影響を注視する必要があるとして、作業文書に次の記載。</p> <p><u>カナダ</u> 以下の代償(2案を両論併記)を条件にさらに重要品目の数2%を追加 第1案;基本の4%分にはTRQ拡大幅を0.5%拡大し、追加2%分のTRQ拡大幅を1.5%拡大 第2案;すべての重要品目についてTRQ拡大幅を1%拡大</p> <p><u>日本</u> カナダと同じ方法では解決しない。日本は8%に向けた方法の提示をテーブルに乗せている。</p>
	取扱い	原則としてTRQ拡大幅 [4~6]%	原則としてTRQ拡大幅 4%	
	数 「+2%」 の代償	TRQ拡大幅[4~6]%に加え、 該当ラインのTRQ拡大幅を 0.5%追加	TRQ拡大幅4%に加え、該当 ラインのTRQ拡大幅を 0.5%追加	
	削減後100% 超となる場合 の代償	該当ラインのTRQ拡大幅を 0.5%追加	該当ラインのTRQ拡大幅を 0.5%追加	
上限関税	設定しない	設定しない	ラミー調停案と同じ ただし、③の該当品目の関税削減を10%ポイントの追加とする	
一般品目に 100%超の 品目が残る 場合の代償	<p>①重要品目全体のTRQ拡大 幅を0.5%追加 又は</p> <p>②該当ラインの関税削減を2 年間短縮して実施 又は</p> <p>③該当ラインの関税削減を 5%ポイント追加</p>	<p>①重要品目全体のTRQ拡大 幅を0.5%追加 又は</p> <p>②該当ラインの関税削減を2 年間短縮して実施 又は</p> <p>③該当ラインの関税削減を 5%ポイント追加</p>	<p>※作業文書で次のオプションを追加。 タリフライン数の2%まで実施期間終了後 4年までは、削減後の関税率100%超が許 容される。</p>	
関税割当 の新設	可能/不可能を両論併記	言及なし	<p>7月のファルコナー議長案と同じ ※作業文書</p> <p>既存のTRQ対象タリフライン以外も全タリフ ラインの1%まで、重要品目への指定可。 代償はTRQの拡大幅の2%追加を基本と する。国別に具体的な品目、TRQ幅を明記。</p>	